

### 3 特別会計

平成21年度の特別会計は、埼玉県公債費特別会計ほか13会計で、その歳入歳出決算の状況は次のとおりである。

#### (1) 歳入の状況

(表10)

会 計 名	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額
	円	円	円	円
埼玉県公債費特別会計	330,456,722,000	330,455,795,874	330,455,795,874	0
埼玉県証紙特別会計	26,327,741,000	26,523,568,803	26,523,568,803	0
埼玉県市町村振興事業特別会計	13,422,686,000	13,158,640,979	13,158,640,979	0
埼玉県災害救助事業特別会計	369,560,000	24,814,512	24,814,512	0
埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計	504,125,000	882,051,703	646,817,323	578,892
埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計	1,956,829,000	2,180,115,346	2,064,762,086	0
埼玉県農業改良資金特別会計	171,601,000	201,432,386	172,690,595	0
埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計	39,505,000	77,585,939	72,754,202	0
本多静六博士育英事業特別会計	54,541,000	54,334,447	53,352,502	0
埼玉県用地事業特別会計	3,589,215,000	3,586,890,868	3,586,890,868	0
埼玉県流域下水道事業特別会計	57,487,656,175	71,659,256,105	66,523,332,174	0
埼玉県県営住宅事業特別会計	20,160,157,387	18,285,633,560	18,025,456,448	22,355,092
埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計	716,986,000	734,330,042	717,959,042	0
埼玉県公営競技事業特別会計	40,932,770,000	35,399,963,092	35,399,963,092	0
歳入合計	496,190,094,562	503,224,413,656	497,426,798,500	22,933,984

収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較	予算現額 に対する 収入率	調定額に 対する 収入率	前年度収入済額	収入済額の前年度対比	
					増減額	伸び率
円	円	%	%	円	円	%
0	△ 926,126	100.0	100.0	192,307,982,790	138,147,813,084	71.8
0	195,827,803	100.7	100.0	34,321,555,523	△ 7,797,986,720	△ 22.7
0	△ 264,045,021	98.0	100.0	13,112,129,264	46,511,715	0.4
0	△ 344,745,488	6.7	100.0	31,709,738	△ 6,895,226	△ 21.7
234,655,488	142,692,323	128.3	73.3	627,510,619	19,306,704	3.1
115,353,260	107,933,086	105.5	94.7	1,954,376,898	110,385,188	5.6
28,741,791	1,089,595	100.6	85.7	222,127,398	△ 49,436,803	△ 22.3
4,831,737	33,249,202	184.2	93.8	87,960,440	△ 15,206,238	△ 17.3
981,945	△ 1,188,498	97.8	98.2	46,818,078	6,534,424	14.0
0	△ 2,324,132	99.9	100.0	21,190,279,844	△ 17,603,388,976	△ 83.1
5,135,923,931	9,035,675,999	115.7	92.8	70,854,784,159	△ 4,331,451,985	△ 6.1
237,822,020	△ 2,134,700,939	89.4	98.6	18,761,620,962	△ 736,164,514	△ 3.9
16,371,000	973,042	100.1	97.8	1,367,900,698	△ 649,941,656	△ 47.5
0	△ 5,532,806,908	86.5	100.0	44,870,508,156	△ 9,470,545,064	△ 21.1
5,774,681,172	1,236,703,938	100.2	98.8	399,757,264,567	97,669,533,933	24.4

## (2) 歳出の状況

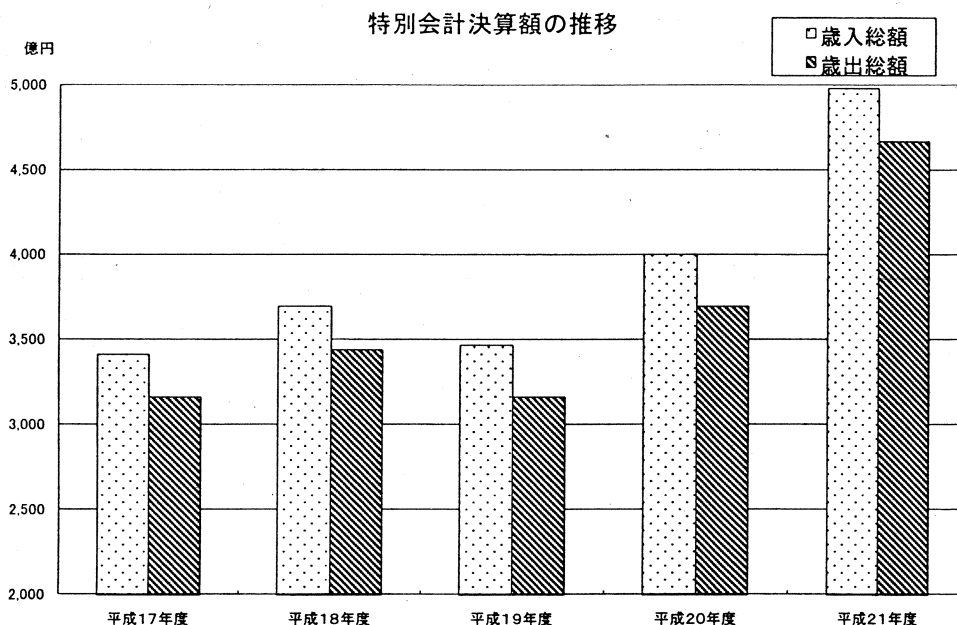
(表11)

会 計 名	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	
			継 続 費 通次繰越	繰越明許費
	円	円	円	円
埼玉県公債費特別会計	330,456,722,000	330,455,795,874	0	0
埼玉県証紙特別会計	26,327,741,000	25,194,540,880	0	0
埼玉県市町村振興事業 特別会計	13,422,686,000	13,087,640,979	0	71,000,000
埼玉県災害救助事業 特別会計	369,560,000	24,814,512	0	0
埼玉県母子寡婦福祉資金 特別会計	504,125,000	409,754,817	0	0
埼玉県小規模企業者等 設備導入資金特別会計	1,956,829,000	1,841,609,140	0	0
埼玉県農業改良資金 特別会計	171,601,000	116,800,483	0	0
埼玉県林業・木材産業 改善資金特別会計	39,505,000	26,825,450	0	0
本多静六博士育英事業 特別会計	54,541,000	52,086,698	0	0
埼玉県用地事業 特別会計	3,589,215,000	3,586,459,780	0	0
埼玉県流域下水道事業 特別会計	57,487,656,175	43,525,541,391	0	4,455,554,655
埼玉県県営住宅事業 特別会計	20,160,157,387	17,028,141,826	1,914,679,061	341,148,000
埼玉県高等学校等奨学金 事業特別会計	716,986,000	707,659,941	0	0
埼玉県公営競技事業 特別会計	40,932,770,000	30,526,418,800	0	0
歳出合計	496,190,094,562	466,584,090,571	1,914,679,061	4,867,702,655

事故繰越し	不用額	予算現額と 支出済額 との比較	執行 率	前年度支出済額	支出済額の前年度対比	
					増減額	伸び率
円	円	円	%	円	円	%
0	926,126	926,126	100.0	192,307,982,790	138,147,813,084	71.8
0	1,133,200,120	1,133,200,120	95.7	33,048,933,120	△ 7,854,392,240	△ 23.8
0	264,045,021	335,045,021	97.5	13,112,129,264	△ 24,488,285	△ 0.2
0	344,745,488	344,745,488	6.7	31,709,738	△ 6,895,226	△ 21.7
0	94,370,183	94,370,183	81.3	349,724,889	60,029,928	17.2
0	115,219,860	115,219,860	94.1	1,656,751,202	184,857,938	11.2
0	54,800,517	54,800,517	68.1	162,494,509	△ 45,694,026	△ 28.1
0	12,679,550	12,679,550	67.9	34,041,370	△ 7,215,920	△ 21.2
0	2,454,302	2,454,302	95.5	45,961,896	6,124,802	13.3
0	2,755,220	2,755,220	99.9	21,188,708,749	△ 17,602,248,969	△ 83.1
1,333,638,750	8,172,921,379	13,962,114,784	75.7	47,084,888,296	△ 3,559,346,905	△ 7.6
0	876,188,500	3,132,015,561	84.5	18,343,337,211	△ 1,315,195,385	△ 7.2
0	9,326,059	9,326,059	98.7	1,347,264,373	△ 639,604,432	△ 47.5
0	10,406,351,200	10,406,351,200	74.6	40,532,691,942	△ 10,006,273,142	△ 24.7
1,333,638,750	21,489,983,525	29,606,003,991	94.0	369,246,619,349	97,337,471,222	26.4

### (3) 決算の状況

各特別会計を合計した歳入・歳出における予算現額は、4,961億9,009万余円で、前年度の3,971億7,334万余円に比べて990億1,674万余円の増加となっている。その主な理由は、埼玉県用地事業特別会計が176億555万余円、埼玉県証紙特別会計が87億5,965万余円、埼玉県流域下水道事業特別会計が72億1,458万余円、埼玉県公営競技事業特別会計が61億2,381万余円減少した反面、埼玉県公債費特別会計が1,381億4,859万余円増加したためである。



収入済額の合計は4,974億2,679万余円で、予算現額に比べて12億3,670万余円上回っており、予算現額に対する収入率は100.2パーセント、調定額に対する収入率は98.8パーセントとなっている。

収入未済額の合計は57億7,468万余円で、埼玉県流域下水道事業特別会計51億3,592万円、埼玉県県営住宅事業特別会計2億3,782万余円、埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計2億3,465万余円、埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計1億1,535万余円、埼玉県農業改良資金特別会計2,874万余円、埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計1,637万余円、埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計483万余円、本多静六博士育英事業特別会計98万余円となっており、前年度の6億4,273万余円に比べて51億3,194万余円増加している。

また、不納欠損額の合計は2,293万余円で、埼玉県県営住宅事業特別会計2,235万余円、埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計57万余円となっており、前年度の8億3,201万余円に比べて8億907万余円減少している。

支出済額の合計は4,665億8,409万余円で、予算現額に比べて296億600万余円の予算残額が生じており、執行率は94.0パーセントとなっている。

## 告 示

埼玉県告示第千六百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八潮市学童保育・子どもの遊び場ネットワーク

三 代表者の氏名

小林 明文

四 主たる事務所の所在地

埼玉県八潮市緑町四丁目一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、放課後保護者が家庭にいない子どもの為に、学童保育を充実・発展させ、全ての子どものために、「子どもの安全な遊び場」を確保することで、地域の福祉に寄与することを目的とする。

私達は、「子どもの権利条約」の精神に基づき、行政や地域の諸団体と協力しながら、八潮市が子どもに優しい町になり、日本が子どもに優しい国になり、全ての子どもが安全で豊かな子ども時代をおくれる様に願って活動する。

## 告 示

埼玉県告示第千六百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年十二月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人エンジョイ・パートナーほっと
- 三 代表者の氏名  
下里 晴朗
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県桶川市若宮二丁目三十二番五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある方、高齢者に対し、生活に関わる介護、支援サービス提供を行い、その方たちが自立し、自分なりに楽しく豊かに暮らせ、ほっと安心のできる社会を目指し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鶴の杜
- 三 代表者の氏名  
吉澤 健治
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木三四二番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、ノーマライゼーションの精神を尊重することにより、障害者の社会参加を推進すると共に地域福祉の向上に寄与することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第六百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さきたまファーム
- 三 代表者の氏名  
瀬山 文孝
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県行田市大字埼玉四九六五番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、遊休農地や耕作放棄地を借り上げ、人の手を加えることによって優良耕作地の保全に努めるものとする。それにより都市近郊農村の景観を整え、自然環境の保護に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十二号

埼玉県国土利用計画の全部を平成二十二年十二月二十四日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第九項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県国土利用計画

### 前文

埼玉県国土利用計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、埼玉県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関し基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な県土利用を進めるための行政上の指針となる計画である。また、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び埼玉県土地利用基本計画の基本となるものである。

### 第1 県土の利用に関する基本構想

#### 1 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤である。したがって、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、県民の健康で文化的な生活環境の確保及び地域の特性に応じた発展を進めながら、本県が目指す将来像「ゆとりとチャンス<sup>たん</sup>の埼玉」を実現するため、総合的かつ計画的に行うものとする。

#### 2 県土利用の現状

##### (1) 地勢

本県は、関東平野の中央に位置する1都6県に囲まれた内陸県であり、県土面積は国土の約1%にあたる約3,798km<sup>2</sup>で、ほぼ全域が都心から100kmの圏域に含まれる。また、平坦地が多く、県土に占める平地の割合は茨城県に次いで全国で2番目に高い約61%、可住地面積の割合は大阪府、千葉県に次いで3番目に高い約68%となっている。

##### (2) 人口・世帯数の推移

平成17年国勢調査による本県の人口は、約705万人で、平成7年から17年までの10年間の増加率は約4.4%である。

世帯数は約263万世帯で、平成7年から17年までの10年間の増加率は約15.4%であり、世帯数の増加率が人口の増加率を上回っ

ている。このうち、単独世帯数は、約66万世帯で、10年間の増加率は約35.6%である。特に65歳以上の高齢単独世帯数は、平成17年で約14万世帯になり、この10年間で2倍以上に増加している。

(3) 土地利用状況の推移

利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの面積及び県土に占める割合について、変更前の埼玉県国土利用計画（以下「第3次埼玉県国土利用計画」という。）で定めた基準年次（平成5年）、中間年次（平成17年）及び平成20年の状況は、表1のとおりである。

表1

区分	平成5年		平成17年		（参考）第3次埼玉県国土利用計画における中間年次（平成17年）の目標値		平成20年	
	面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)
農用地	945	24.9	850	22.4	841	22.1	816	21.5
農地	943	24.8	848	22.3	839	22.0	814	21.4
採草放牧地	2	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1
森林	1,256	33.1	1,223	32.2	1,224	32.2	1,217	32.1
原野	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
水面・河川・水路	189	5.0	190	5.0	196	5.2	191	5.0
道路	298	7.8	321	8.5	321	8.5	328	8.6
宅地	648	17.1	719	18.9	734	19.4	733	19.3
住宅地	433	11.4	486	12.8	485	12.8	499	13.1
工業用地	53	1.4	43	1.1	56	1.5	46	1.2
その他の宅地	162	4.3	190	5.0	193	5.1	188	5.0
その他	461	12.1	494	13.0	481	12.6	512	13.5
合計	3,797	100.0	3,797	100.0	3,797	100.0	3,797	100.0

注 県土面積の合計は、平成22年3月1日に行われた深谷市と群馬県太田市との境界変更により、現在は3,798k㎡となっている。

### 3 基本的条件の変化

本計画では、次のような基本的条件の変化を考慮する。

#### (1) 人口、社会経済状況の変化

少子化の進展などにより、本県の人口は平成27年以降に減少に転じる一方、世帯数については単独世帯の増加などにより当面増加するものと予測される。このため、都心に近く利便性の高い一部の地区では、住宅地をはじめとする新たな土地需要がみられるが、それ以外の地区では、空洞化する中心市街地、虫食い状に発生する低未利用地など、土地の有効利用の低下が懸念される。現在、県南部の人口は増加傾向にあるものの、秩父地域や県北部の人口は既に減少に転じており、特に郊外では住民の減少による地域コミュニティの衰退が懸念されている。

また、県民の平均年齢をみると、平成17年国勢調査では、本県は全国で4番目に若かったが、今後は全国平均を上回るスピードで急速に高齢化が進行すると予測される。全国平均を上回る高齢化の進行は、特に、都心から10km～50km圏内の地域で顕著である。この地域は、都心への通勤・通学の利便性が高いことなどから宅地化が早い時期から進み、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方々が多数居住していることが一つの要因として考えられる。モータリゼーションの進展などによる商業施設や公共・公益施設の郊外立地、更には身近な商店街の衰退などは、こうした急増する高齢者の生活に影響を与えるおそれがある。

一方、本県は、首都機能の重要な一翼を担うとともに、日本の人口の3分の1を占める首都圏の中心に位置し、高速道路や鉄道といった交通網の充実により、巨大なマーケットに直結している。そして、日本を代表する研究機関や大学が集積し、高度な技術を有する人材に恵まれるなど、産業集積や新産業・新技術創出の優位性が首都圏の中でも高いと考える。さらには、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内開通により、産業適地としての本県の立地優位性はますます高まる。特に、圏央道及びそれに接続する高速道路のインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地などの需要が見込まれる。

このような人口、社会経済状況の変化により、全体としては土地利用転換の圧力は弱まるものの、地域によっては住宅地や工業用地などの

都市的土地利用の需要も見込まれる。このため、土地需要の調整や効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

## (2) 環境、景観等に対する意識の変化

地球温暖化の進行や生態系の破壊、身近な緑の減少など、環境問題に対する関心が高まっている。さらには、良好な街並み景観の形成や里地里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさなどに対する志向が高まっている中で、美しい農山村の景観と良好な生活環境や自然環境が求められている。特に、豊かな自然環境を守るためには生物多様性を確保することが重要であり、在来生物が生息する生態系を総合的に保全していくことが必要である。

本県では、武蔵野の平地林や水田、あるいは河川などが良好な景観を形成するとともに、野生生物の生息・生育空間の確保など様々な機能を果たしてきた。しかし、利便性の高い地区の周辺では都市化の進行とともに、宅地などへの転用が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、土地利用に当たっては、長期的な視点に立ち、人と自然が共生することを基本に、美しくゆとりある県土利用を更に進めていく必要がある。

## (3) 安心・安全に対する意識の変化

台風や豪雨による浸水被害はこれまでも発生していたが、近年では1時間当たりの雨量が50mmを超える局所的な大雨、いわゆるゲリラ豪雨がたびたび観測されている。排水施設の能力を超える豪雨により、身近な河川の氾濫<sup>はん</sup>や街中等での内水氾濫<sup>はん</sup>など大きな被害が発生している。

また、日本は世界でも有数の地震大国であり、平成7年の阪神・淡路大震災以降をとっても、平成15年十勝沖地震、平成16年新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖の地震、平成19年新潟県中越沖地震など、毎年のように大きな地震災害に見舞われている。首都圏における大地震の発生も懸念される中で、安心・安全に対する県民の要請が高まっている。

このような自然現象による被害を未然に防ぐことは極めて困難である。このため、被害を最小限にとどめる「減災」の観点から、災害リスクを低下させる土地利用への誘導、県民への危機管理情報のきめ細やかな提供の必要性が高まっている。

#### (4) 多様な主体の参画の広がり、地域での創意工夫の必要性の増加

地域間の連携や交流、県民の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、森林づくりや川の再生活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外の個人、各種団体、企業などの多様な主体による自主的な取組が広がっている。今後の県土利用を考えていく上で、こうした取組は必要不可欠であり、このような動きを更に高めるとともに、行政を含め多様な主体が連携・協働して県土管理を推進していくことが重要である。

また、平成11年の地方分権一括法の制定や平成12年の都市計画法の改正、更には市町村合併の進展等により、国から都道府県、都道府県から市町村への権限等の移譲が進められた。この結果、地方の自主性がより高まり、地域の自己決定権が拡大しつつある。

一方、交通網の発達やモータリゼーションの進展などにより人々の行動範囲が拡大している。このため、郊外への大規模集客施設の立地が既存商店街の空き店舗の増加の一因となるなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係している状況も見受けられる。

人口急増期に形成された密集市街地では、老朽化した木造住宅の耐震性能不足が指摘され、市街地周辺の農村地帯では都市基盤が十分整備されていない市街化調整区域への住宅開発が進んだ。また、中山間地域の農山村では人口減少や高齢化の進展による間伐等の手入れが不十分な森林や耕作放棄地が増加するなど、土地利用を巡る課題は地域ごとに異なっている。

このように、地域の課題は自ら解決する必要性が高まる一方で、一つの自治体の範囲を超えた広域的な課題が発生し、更には、地域における課題がそれぞれ異なるなど、一律的な対応が難しくなっている。こうした地域の様々な土地利用課題に対して、多様な主体の参画の下に創意工夫ある取組が必要となっている。

### 4 県土利用に関する基本方針

#### (1) 県土利用の課題

県土利用を巡る基本的条件の変化を踏まえ、今後の課題を次のとおりとする。

- ア 限られた資源である県土を前提として、低未利用地の再利用など、土地の有効利用を図ること。
- イ 土地利用転換の圧力が低下している状況を契機ととらえ、県土の魅力を一層向上させること。
- ウ 集中豪雨や大地震などに対する県民の防災意識の高まりを踏まえ、「減災」の視点から県土の適切な利用を進めること。
- エ 多様な主体による自主的な活動の広がりや土地利用を巡る様々な関係の深まりの中で、広域性に配慮しつつ、総合的な観点から地域の実情に即した取組を進めること。

## (2) 県土利用の基本方針

上記の課題に対して総合的に取り組むことにより、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」を実現し、県土をより良い状態で次世代へ引き継ぐことを目指すこととする。

そして、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、「県土の有効利用」、「人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用」、「安心・安全な県土利用」、「多様な主体の参画、計画的な県土利用」の四つの項目を基本方針とする。

### ア 県土の有効利用

県土は、現在及び将来における県民のための限られた財産であることから、「計画的かつ有効に県土利用を図ること」を基本とする。また、開発圧力が低下し低未利用地が増加していく中で、従来型の土地利用規制だけではなく、適正な土地利用への誘導策を講じていく必要がある。

農用地及び森林については、農林業の生産活動の場としての役割とともに、ゆとりある自然空間や環境教育の場としての役割にも配慮しつつ、適正な保全と耕作放棄地等の解消を図る。

世帯数の増加などにより当面増加する住宅地の需要に対しては、地域の実情に応じた土地の高度利用や低未利用地の有効利用を促進する。あわせて、無秩序な市街化を防止し、計画的に良好な市街地の形成と再生を進めることにより、集約型都市の形成を図る。



工業用地などの需要については、既成の工業用地などの有効利用を図り、新たに工業用地などを確保する必要がある場合は、計画開発を基本に地域の特性を生かした産業基盤整備へ誘導するとともに、乱開発による周辺環境の悪化を抑止する。

なお、農用地や森林から住宅地、工業用地などへの土地利用転換については、元の土地利用に復元することが困難であり、かつ、生態系をはじめとする自然の循環系に影響を与えることなどから、慎重な配慮の下で計画的に行う。

## イ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用

### (ア) 人と自然が共生する県土利用

人と自然が共生する県土利用の観点からは、土地の利用や管理を通して生活環境と自然環境との共生関係をつくり出し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を進めていく。

本県は、首都圏にあつて重要な都市機能を担う一方、秩父の山々や武蔵野の平地林などの貴重な自然や見沼田圃、三富新田などに代表される豊かな田園風景が残されている。都市的土地利用への転換に当たっては、こうした地域の原風景に配慮するとともに、貴重な自然環境の保全と生物多様性の確保に努める。

また、平地林をはじめとする森林の再生や身近な緑の創出、「川の国 埼玉」の実現に向けた川の再生の取組を進め、自然環境の向上と県民意識の醸成に努める。

### (イ) 美しくゆとりある県土利用

美しくゆとりある県土利用の観点からは、本県の特徴である発達した交通網や商業及び業務施設の集積などの都市的な魅力と、水と緑に恵まれたゆとりある田園の魅力をそれぞれ高めていくことが重要である。

このため、ゆとりある都市環境の形成、緑と水辺の豊かな環境の確保や再生、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観の保全・形成を進める。

## ウ 安心・安全な県土利用

安心・安全な県土利用の観点からは、災害に対する地域特性を踏まえ、被災時の被害の軽減を図る「減災」の視点に立った適正な県土利用を進めていく。

密集市街地の解消、被災想定区域の公表などを通して災害リスクの少ない土地利用への誘導を図るとともに、被災後の速やかな復興を果たすため、市街地におけるオープンスペースの確保を図る。また、農用地の持つ保水及び遊水機能、森林の持つ県土保全機能を生かし、河川管理施設などと併せて水系の総合的管理の向上を図り、県土の安全性を高める。

## エ 多様な主体の参画、計画的な県土利用

前述の県土利用に関する基本方針を実現していくためには、県民、NPOなどの多様な主体の参画の下に、それぞれが連携・協働し、県土利用を総合的かつ計画的に進めていくことが重要である。

多様な主体がそれぞれの立場を生かして県土利用に自主的に取り組むことにより、県土の保全といった直接的な効果だけでなく、地域への愛着意識の醸成や地域間交流の促進、土地所有者の管理意識を高めるといった効果が促進される。また、農用地、森林等の自然的土地利用の減少、人口減少等による低未利用地の増加、利便性の高い一部地区での新たな土地需要など様々な課題に対して、地域の課題は地域が主体となって対応することを原則とする。

### (ア) 自発的活動への支援・仕組みづくりの推進

現在、森林づくり活動、川の再生活動、地産地消の取組、更には自動車税の一部や県民からの寄附を原資とする「彩の国みどりの基金」を活用した森林の保全整備など県民参加による様々な取組が進められている。こうした取組に参画する土地所有者、住民、企業などを県土管理や地域づくりの担い手にとらえ、それぞれの取組を支援するとともに、関係者が連携・協働できる仕組みづくりを推進する。

### (イ) 土地利用の基本的な考え方についての合意形成

県土は次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産である。一つの土地利用が地域に与える影響や多様な主体による県土管理への参画を踏まえ、地域における土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図っていく。

#### (ウ) 計画の総合的な点検

本計画の機能を高めていくため、指標を活用しながら総合的に点検し、評価する。また、市町村基本構想をはじめ、市町村計画、個別規制法に基づく各種県計画等の土地利用関係計画などに本計画の趣旨を反映させるとともに、関係法令を所管する国との調整を進めていく。

### 5 利用区分別の県土利用の基本方向

「県土利用に関する基本方針」に基づき、農用地、森林、宅地などの利用区分別の県土利用の基本方向は次のとおりとする。

#### (1) 農用地

農用地については、農業生産活動を通じて、県民の豊かな食生活を支える食料供給機能、生活環境上の緑地機能、保水及び遊水機能、災害時の避難機能などの多面的機能を有することから、周辺の土地利用との総合的な調整を図りつつ、その保全を図る。特に、本県は全国的に見ても野菜などの主要な供給地となっていることから、都市近郊としての条件を生かした多彩な農業を展開し、新鮮な農産物などの安定した供給ができるよう、計画的な土地利用により優良農用地の確保を図る。

そして、農業基盤整備を計画的に実施し、農用地の高度利用などを促進するとともに、大消費地と近接している利点を生かした販路の拡大により生産性と収益性を高める。

こうした取組などを進めることにより、新たな耕作放棄地の発生を抑え、更には農業生産の担い手の確保につなげる。また、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

#### (2) 森林

森林については、林産物の供給をはじめ、県土の保全、水源のかん養、大気浄化などの森林の持つ多面的機能を総合的に発揮する持続可能な森林経営の確立に向け、多様で健全な森林の整備と保全を図る。特に、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の生息・生育に重要な地域、優れた自然の風景地などは、維持すべき地域として適正に保全する。

また、里山については、その周辺の農用地や集落と一体的に形成される良好な生活環境を確保するため、周辺の土地利用に配慮しつつ、自然と文化が共存する貴重な緑地空間としての整備と保全を図る。

美しい景観を有し、自然とのふれあいや癒<sup>いや</sup>しの場として高い機能を持つ森林については、森林環境教育、県民参加による活動やレクリエーションの場として総合的な利用を図る。

### (3) 水面・河川・水路

水面については、水資源の確保、災害の防止、自然環境の保全などの観点から、極力その保全を図る。また、治水機能を向上させるとともに、安定した水の供給を確保するため、環境の保全、地域住民の生活などに配慮しつつ、必要な水面の確保を図る。

河川については、都市化に伴う雨水浸透機能や保水及び遊水機能の低下を防止するため、土地利用に応じた雨水流出抑制対策や流出抑制機能の保全を進める。また、浸水地域における安全性を確保するため、河道、排水機場などの整備に必要な用地の確保を図る。

水路については、農業的土地利用の向上や農業生産環境の改善に配慮しつつ、都市化の進展に伴う用水の汚濁及び畑地帯の水需要の増加にも対処する農業用排水路の整備に必要な用地の確保を図る。

なお、水面・河川・水路については、既存施設の適切な維持管理・更新や適切な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、その整備に当たっては、治水及び利水機能、多様な生物の生息・生育環境に必要な水量や水質の確保を図るとともに、自然や親水機能の保全・創出に配慮する。

### (4) 道路

一般道路については、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、高速道路、地域高規格道路、インターチェンジにアクセスする道路などの幹線道路から生活道路に至る体系的な道路網を形成する。また、交通の安全性と円滑化を確保するため、通学路の歩道設置など交通危険箇所の改良、右折帯の設置や交差点改良に必要な用地の確保を図る。あわせて、施設の適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図る。整備に当たっては、道路の安全性、快適性などの向上に十分配慮しつつ、上下水道、ガス、電気などの公共・公益施設の収容機能、災害防止機能など、道路の多面的機能を確保するとともに、環境の保全に十分配慮する。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上、農用地や森林の適正な維持管理及び農山村の生活環境の改善のため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。また、農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

#### (5) 宅地

市街地については、持続可能な地域形成に向けて、既成市街地などにおける都市機能を集積し、既存ストックを重点的に活用する。また、地域の特性に応じて、生活に必要な都市機能を確保するとともに、拡散型の土地利用を抑制し、公共交通を軸とした集約型の土地利用を図る。

古くから形成された住宅地や今後空き地や空き家などの発生が予想される地域においては、空き地や空き家などの適切な管理や高齢者の生活利便性の確保、防犯・防災対策を講じた良好な居住環境の整備により、低未利用地の有効活用を促進する。

##### ア 住宅地

住宅地については、豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成の観点から、良好な居住環境の整備を図る。新たな住宅地は、都市基盤の不十分な地域への拡散を抑制し、市街地に誘導する。市街地周辺の住宅地においては、農業的土地利用や自然環境との調和を図りながら地域コミュニティの維持に努める。

なお、住宅地の整備に当たっては、地形や地質、居住形態の疎密の度合いといった災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえ、ハ

ード面とソフト面が一体となった総合的な対策をとる必要がある。また、身近な緑は暮らしにゆとりと安らぎをもたらすため、緑地の保全と創出に努める。特に市街地においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保や道路の整備など、安全性の向上とゆとりある居住環境の整備を図る。

#### イ 工業用地

工業用地については、グローバル化の進展などに伴う産業構造の変化や工場の立地動向等を踏まえ、産業集積を進める上で必要な工業用地を確保する。その際、安全性の確保や周辺環境との調和、緑地の保全・創出などに十分配慮するとともに、低未利用地の有効利用を図る。

既成の市街地における工場と住宅が混在する地域では、環境改善対策や工場移転による計画的な再配置等を進める。移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染の調査や対策を講じ、良好な都市環境の整備などに資するよう活用を図る。

郊外における新たな工業用地の需要については、圏央道沿線地域において豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進する。また、圏央道より北の工業用地の需要については、関越自動車道及び東北自動車道のインターチェンジ周辺地域並びに主要幹線道路の沿線地域への立地誘導を進めていく。

#### ウ その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、中心市街地における保育所や医療施設等の整備、商業の活性化などを進める上で必要な用地の確保を図る。その際、周辺環境との調和や緑地の保全・創出等に十分配慮するとともに、空き店舗や空き地等の有効利用を図る。

流通業務施設については、産業団地などへの誘導を原則とし、新たな商業施設については、周辺環境や高齢者の生活利便性に配慮して市街地に誘導し、郊外への大規模集客施設の立地は抑制する。

#### (6) その他

#### ア 公用・公共用施設用地

公園緑地、交通施設、環境衛生施設、文教施設、福祉施設などの公用・公共用施設用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や周辺の土地利用に配慮して、適切な場所に必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐震性などの確保と災害時における施設の活用に留意する。

#### イ レクリエーション用地

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化、自然とのふれあい志向の高まり及び観光振興の必要性を踏まえるとともに、自然環境の保全を図りつつ、計画的な整備と有効利用を促進する。その際、森林、河川などの余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

なお、ゴルフ場については、自然環境の保全及び災害防止を図るため、平成5年4月1日からゴルフ場造成申出の新規受付を全面停止しており、今後も引き続き新規受付を停止する。

#### ウ 低未利用地

工場跡地や住宅跡地などの低未利用地については、再開発用地、公園緑地、防災や自然再生のためのオープンスペースなどへの活用として再利用を図る。

耕作放棄地については、土地所有者による耕作再開が困難な場合は、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的なまとまりのある形での利用集積など、多様な主体の参画による農用地としての利用を積極的に推進する。ただし、既に森林化し農用地としての復元が不可能なものについては、森林としての管理なども検討する。

## 第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1 県土の利用区分ごとの規模の目標

「県土利用に関する基本方針」及び「利用区分別の県土利用の基本方向」に基づく規模の目標は、次のとおりとする。

(1) 目標年次及び基準年次

本計画の目標年次は平成32年とし、基準年次は平成20年とする。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、平成32年において、それぞれ約723万人、約301万世帯と予測する。

(3) 県土の利用区分

県土の利用区分は、国土利用計画（全国計画）の区分に即して、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分及び市街地とする。

(4) 目標面積の定め方

県土の利用区分ごとの規模の目標については、県土利用の状況及びその推移、更には将来人口や各種計画等を踏まえ定めるものとする。

(5) 利用区分ごとの規模の目標

県土の利用区分ごとの規模の目標は、表2のとおりである。



表 2

区分	年	平成 2 0 年		平成 3 2 年	
		面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)
農 用 地		816	21.5	773	20.4
農 地		814	21.4	771	20.3
採 草 放 牧 地		2	0.1	2	0.1
森 林		1,217	32.1	1,217	32.0
原 野		0	0.0	0	0.0
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路		191	5.0	195	5.1
道 路		328	8.6	340	9.0
宅 地		733	19.3	766	20.2
住 宅 地		499	13.1	521	13.7
業 務 用 地		234	6.2	245	6.5
工 業 用 地		46	1.2	48	1.3
そ の 他 の 宅 地		188	5.0	197	5.2
そ の 他		512	13.5	507	13.3
合 計		3,797	100.0	3,798	100.0
市 街 地		677	—	689	—

注 1 「市街地」は国勢調査の定義による人口集中地区（原則として人口密度4,000人/k㎡以上の区域が隣接し、5,000人以上の人口を有する地区をいう。）である。

2 平成20年の市街地面積は、平成17年の国勢調査によるものである。

3 県土面積の合計は、平成22年3月1日に行われた深谷市と群馬県太田市との境界変更により、現在は3,798k㎡となっている。

## ア 農用地

### (ア) 農地

農地は、宅地などへの土地利用転換の需要が低下すると推測され、農地の減少率は鈍化すると見込まれる。そこで、都市的土地利用との調整を図りつつ、農業生産力の維持向上及び優良農地の確保と整備を図り、平成32年の目標を771km<sup>2</sup>とする。

また、限りある県土の有効活用や食料の安定的供給の必要性などから、増加傾向にある耕作放棄地の解消と発生抑制を進めていくことは、喫緊の課題となっている。このため、農業政策上、特に重要な農業振興地域内の農用地区域について、平成20年における耕作放棄地（原野化などで復元不可能なものを除く。）は約14km<sup>2</sup>となっているが、これらをすべて農地として利用することを目標とする。

### (イ) 採草放牧地

採草放牧地は、大きな変動が見込まれないことから、平成20年の面積と同じ2km<sup>2</sup>とする。

## イ 森林

森林は、宅地や道路等の都市的土地利用への転換が小規模になることが推測され、森林の減少傾向は鈍化すると見込まれる。さらに、平地林をはじめとする森林の保全への取組、復元不可能な耕作放棄地の森林への転換などを図り、平成32年の目標を1,217km<sup>2</sup>とする。

また、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるために、県民が主体となった森林管理の取組を進めて、すべての森林（民有林）を「整備・保全された森林」とし、維持管理していく。

## ウ 原野

原野は、大きな変動が見込まれないことから平成20年と同じ0km<sup>2</sup>とする。

## エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、河川改修などを計画的に進めていくことを踏まえ、平成32年の目標を195km<sup>2</sup>とする。

## オ 道路

道路は、生活・生産基盤の整備を計画的に進めていくことを踏まえ、平成32年の目標を340㎢とする。

## カ 宅地

宅地の面積は、住宅地、工業用地及びその他の宅地を合計し、平成32年の目標を766㎢とする。

また、県内への企業誘致を進めるため、圏央道沿線地域及び同以北の高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路での計画的な産業基盤づくりを積極的に推進し、業務用地の確保を図る。

### (ア) 住宅地

住宅地は、人口が平成27年以降に減少へ転じる一方で、世帯数は当面増加傾向を続けるが、低未利用地の有効利用等を図り、平成32年の目標を521㎢とする。

### (イ) 工業用地

工業用地は、県南部を中心に減少傾向である。しかし、立地の優位性が高いと考えられる圏央道沿線地域、圏央道に接続する関越自動車道や東北自動車道のインターチェンジ周辺地域等への産業誘致の成果を見込み、平成32年の目標を48㎢とする。

### (ウ) その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

その他の宅地は、圏央道など道路交通網の整備に伴う流通業務施設や事務所等の立地により増加が見込まれる。そこで、平成32年の目標を197㎢とする。

## キ その他

その他は、アからカまでに掲げたもの以外の土地であり、その主なものは、公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、低未利用地である。その他の平成32年の目標は、他の利用区分の動向を踏まえて、507㎢とする。

## ク 市街地

市街地については、過去の国勢調査の結果を基に、将来の人口集中地区における人口（市街地人口）及び人口密度（市街地人口密度）を推計し、平成32年の目標を689㎥とする。

## 2 地域別の概要

### (1) 地域区分の考え方

本県では、都心からの距離ごとに土地利用に関する課題に異なる傾向が見られる。このため、地域の区分は、都心からの距離を基本とし、更に自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、県南地域、圏央道地域、北部地域及び秩父地域の4区分とする。

それぞれの地域の範囲は、表3のとおりである。

表3

地域区分	市 町 村 名
県南地域	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、松伏町（17市2町）
圏央道地域	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、宮代町、白岡町、杉戸町（19市13町1村）
北部地域	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町（3市4町）
秩父地域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町（1市4町）

## (2) 目標年次における地域別の人口

平成32年における地域別の人口は、県南地域では391万人、圏央道地域では272万人、北部地域では50万人、秩父地域では10万人と予測する。

また、平成32年における地域別の世帯数は、県南地域では170万世帯、圏央道地域では108万世帯、北部地域では19万世帯、秩父地域では4万世帯と予測する。

## (3) 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、「県土利用に関する基本方針」を踏まえ、地域の特性に応じた持続可能な地域形成を実現する土地利用を図る。その際、市町村間や地域間の交流・連携を促進することにより活力ある土地利用を行う。

### ア 県南地域

県南地域は、都市機能が集積している一方で、貴重な緑地空間である農用地が多く残っている。都市近郊の立地条件を生かした農業の推進により、農用地の有効活用を図るとともに、農業体験や都市住民との交流の取組などにより、見沼田圃や三富新田などの優れた歴史的景観の保全を図る。

また、人口急増期に形成された密集市街地においては、道路整備や緑地などのオープンスペースの確保を進め、その解消を図る。

ゆとりを実感できる安全で快適な住環境や防災機能の向上を図るとともに、都市としての生活利便性を維持するため、高い拠点性を有する駅を中心として商業、医療、福祉など多様な機能を集積し、集約型都市の形成を図る。

新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努める。

### イ 圏央道地域

圏央道地域は、緑豊かな自然環境に恵まれており、農用地、森林、宅地の割合がほぼ同じであり、他の地域と比べた一つの特色となって

いる。特に平野部に残されている武蔵野の平地林は、埼玉の原風景とも言うべきものであり、その貴重な景観の保全に努める。

市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、地域コミュニティを維持するため、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活力を高める。また、沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱開発による環境悪化の抑止に努める。

圏央道より北の工業用地などの開発需要については、関越自動車道及び東北自動車道のインターチェンジ周辺地域並びに主要幹線道路の沿線地域に誘導する。

工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努める。

#### ウ 北部地域

北部地域では、平坦な地形や肥沃な土壌が広がっており、これを生かした米麦、野菜、花、畜産など多様な農業生産が行われている。農用地の担い手への面的なまとまりのある形での利用集積を進めるとともに、農業基盤整備を計画的に実施すること等により生産性及び収益性を高めて担い手を確保し、農用地を保全する。

また、中心市街地の活性化を図るとともに、周辺の宅地と農地が混在する地域においては、地域コミュニティを維持するため、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

新たな工業用地などの需要に対しては、関越自動車道インターチェンジ周辺地域及び主要幹線道路の沿線地域に誘導する。工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努める。

#### エ 秩父地域

秩父地域では、その大部分が森林であり、緑豊かで雄大な自然環境をはじめ多くの観光資源に恵まれており、県内有数の観光地である。

木材生産の低コスト化や県産木材の利用促進などにより林業の振興を図るとともに、間伐の実施、都市住民などと連携した県民参加の森づくりを進め、水源かん養など多様な森林の機能の維持・向上を図る。また、農産物加工体験や観光農園など、グリーン・ツーリズムの推進や地元農産物を活用した農産加工品の開発などにより農用地の保全を図る。

市街地においては、地元市町、商工団体及びNPOなどの取組と連携・協働して活性化に努めるとともに、農山村部においては地域コミュニティを維持するため、地域の実情に応じた土地利用を図る。

新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努める。

#### (4) 地域別の利用区分ごとの規模の目標

地域別の利用区分ごとの規模の目標は、表4のとおりである。

表 4

区分	年	平成 2 0 年 面積								平成 3 2 年 面積							
		県南地域		圏央道地域		北部地域		秩父地域		県南地域		圏央道地域		北部地域		秩父地域	
		面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)
農用地		131	16.1	474	58.1	188	23.0	23	2.8	115	14.9	455	58.9	181	23.4	22	2.8
農地		131	16.1	473	58.1	188	23.1	22	2.7	115	14.9	454	58.9	181	23.5	21	2.7
採草放牧地		0	0.0	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	1	50.0
森林		10	0.8	366	30.1	86	7.1	755	62.0	10	0.8	366	30.1	86	7.1	755	62.0
原野		0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
水面・河川・水路		40	20.9	83	43.5	51	26.7	17	8.9	41	21.0	85	43.6	52	26.7	17	8.7
道路		82	25.0	166	50.6	61	18.6	19	5.8	85	25.0	173	50.9	63	18.5	19	5.6
宅地		253	34.5	346	47.2	111	15.1	23	3.1	254	33.2	372	48.6	116	15.1	24	3.1
住宅地		173	34.7	238	47.7	73	14.6	15	3.0	182	34.9	247	47.4	76	14.6	16	3.1
業務用地		80	34.2	108	46.2	38	16.2	8	3.4	72	29.4	125	51.0	40	16.3	8	3.3
工業用地		9	19.6	23	50.0	11	23.9	3	6.5	4	8.3	27	56.3	14	29.2	3	6.3
その他の宅地		71	37.8	85	45.2	27	14.4	5	2.7	68	34.5	98	49.7	26	13.2	5	2.5
その他		147	28.7	245	47.9	64	12.5	56	10.9	158	31.2	229	45.2	64	12.6	56	11.0
合計		663	17.5	1,680	44.2	561	14.8	893	23.5	663	17.5	1,680	44.2	562	14.8	893	23.5
市街地		367	54.2	258	38.1	44	6.5	8	1.2	374	54.3	262	38.0	45	6.5	8	1.2

注 構成比の数値は、区分ごとの各地域の割合を示す。

なお、小数第2位を四捨五入しているため、区分ごとの合計が100%にならない場合がある。



### 第3 ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用を実現するための措置の概要

「県土利用に関する基本方針」、「利用区分別の県土利用の基本方向」及び「県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」に掲げる事項を達成するために、必要な措置を次のとおり講ずるものとする。

また、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。

#### 1 県土の有効利用の促進

##### (1) 利用区分別の有効利用の促進

県土は限られた資源であることを踏まえ、有効利用に努めるとともに、新たな土地利用に当たっては、適正な規模と場所に誘導する必要がある。

##### ア 農用地

農用地については、認定農業者など効率的かつ安定的に農業経営を営む者への面的なまとまりのある形での利用集積を進めるとともに、ほ場、かんがい施設や農道などの農業基盤整備を計画的に実施することにより生産性を高める。また、農産物直売所の整備等による地産地消の取組を支援するとともに、県産農産物の販路拡大を推進する。

さらに、利用度の低い農用地については、農業生産法人以外の法人等による農業への新規参入の促進や、不作付地の解消、裏作作付の拡大などにより、土地の有効利用を推進する。

市街化区域内農地については、農産物の供給のほか、緑地や防災空間等の多様な役割を発揮する貴重な空間であることから、生産緑地の保全に取り組み、良好な都市生活環境に資する空間として有効利用を図る。

##### イ 森林

「みどりの再生」事業による間伐や下草刈りの実施、広葉樹の植栽などを進めることにより、水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させる。また、県産木材の利用拡大などによる林業の振興を図り、総合的な森林の整備・保全を進める。

さらに、美しい景観や自然とのふれあいの場として、身近な緑の保全・創出を図るため、森林の土地利用を制限するふるさと緑の景観地などの地域制緑地の指定、緑のトラスト運動等を進めていく。

#### ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、その水質を監視するとともに、水資源施設の適切な管理運営、生活排水処理施設の整備などにより水質の浄化を進め、生態系の維持等に必要な水量を確保する。また、「川の再生」や多自然川づくりの取組などにより地域の景観や生態系の維持に配慮した施設の整備や利用を推進する。

特に河川については、河川改修や調節池、下水道雨水幹線、都市下水路などの整備により浸水被害の軽減を図るとともに、雨水の河川への流出抑制対策として、雨水貯留浸透施設などの整備を進めていく。

#### エ 道路

都市ガスなどの公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、屋外広告物の適正化などを実施することにより、震災時におけるライフラインの確保や歩道におけるバリアフリー化を図る。また、街路樹や緑地帯などの道路緑化の推進による良好な景観の形成を図る。

さらに、鉄道との立体交差化や鉄道高架事業の実施、交差点改良や歩道及び自転車レーンの設置などによる道路用地の更なる有効利用を推進し、交通渋滞の解消や快適かつ安心・安全な道路空間の整備を図る。

#### オ 住宅地

住宅地については、居住空間の整備を推進するとともに、省エネルギー住宅、長寿命化住宅、高齢者向け住宅などの普及及び既存の住宅ストックの耐震化を図る。また、ユニバーサルデザインを基本コンセプトにした中心市街地の再生・整備や、低未利用地の活用による再開

発を促進するとともに、住宅市場の整備を通して、既存住宅の持続的な利用を図る。

新たな住宅地については、住宅需要の実態を踏まえ、生活関連施設の整備を計画的に進めながら適正な規模と場所に誘導し、良好な居住環境の形成を図る。

市街地周辺の既存集落においては、地域コミュニティの維持に配慮し、周辺の自然環境との調和を図りながら秩序ある住宅用地の確保に努める。

#### カ 工業用地

工業用地については、本県の立地優位性や工場の立地動向等を踏まえ、戦略的かつ総合的な産業基盤整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業団地整備を計画的に進める。

なお、圏央道整備に伴い、今後、開発の進展が見込まれる地域においては、関係市町との連携により乱開発抑止対策を講ずることで、豊かな自然や景観、農用地や森林との調和を図りながら産業基盤の整備を進める。また、県内への立地を検討している企業等からの相談に対しては、既存の工業団地や工業適地への立地を誘導する。

#### キ その他の宅地（流通業務用地、商業施設用地など）

市街地においては、教育文化施設、医療施設、福祉施設など利便性の高い施設の整備による居住促進を図る。また、にぎわいのあるまちづくりの視点から商店街の活性化を促進するなど、人々の暮らしを支える場としての都市機能を充実させるための土地利用を推進する。特に中心市街地では、保育所、図書館、病院、店舗などの生活に密着した施設整備を中核とする市街地再開発事業などを促進して、高度かつ複合的な土地利用を図り、高齢者や障害者にもやさしいまちづくりを目指す。

流通業務施設については、産業団地等への誘導を原則とし、大規模商業施設等の立地については、中心市街地の空き店舗や高齢者の増加、更には周辺環境への配慮から商業地域等への立地を誘導し、市街化調整区域などへの立地は抑制する。

そして、災害時の避難場所や地域のコミュニティの交流の場ともなる公園緑地を適切に配置し、周辺の景観や環境の向上を図る。

#### ク その他

公共・公益施設用地については、既存施設の利用状況、人口や経済動向など社会的条件などを考慮して、有効かつ高度な利用が図られるよう適正な整備に努める。

低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、市町村の農業委員会や関係団体等との連携の下、農用地としての活用を積極的に促進する。また、地域の実情に応じ、市民農園、学校ファーム、菜の花やコスモスなどの景観形成作物の植栽といった活用を促進する。

農用地等から宅地へ転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に宅地として再利用を図る。

市街化区域内の低未利用地については、地区計画等の都市計画制度の活用により、都市内の空き地の宅地化や高度化への誘導を図るなど、合理的かつ計画的な利用に努める。また、地域団体やNPOなどが主体的に取り組む空き地や空き家の活用を支援し、地域の良好な環境を維持・向上させる。

#### (2) 産業集積に必要な基盤づくり

自然、歴史、文化、産業など様々な地域資源を生かして、活力ある地域づくりを進めるため、地域の特性に応じた産業基盤整備を推進する。圏央道整備に伴い、新たな企業立地が見込まれる地域においては、地域特性を生かした産業集積を支援する。

今後、産業集積が予測される地域であって、特に優良農用地や優れた田園景観が残る地域では、計画開発を基本とするとともに、産業基盤整備に当たっては、乱開発による営農条件や景観の悪化を抑止する。あわせて、周辺の田園環境と調和した緑地の創出を図る。

#### (3) 土地利用転換を行う上での適正な調整

土地利用の転換を図る場合には、復元の困難性やその影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。

特に、都市計画法第34条第11号及び第12号による区域指定制度については、良好で計画的なまちづくりという視点等を踏まえ、慎重な検討の下に運用するものとする。さらに、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の課題が生じている地域においては、制度の的確な運用を通じ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

また、低未利用地の有効利用を最優先とすることによって、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とし、次の点に留意するものとする。

#### ア 農用地の土地利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び自然環境などへの影響に配慮し、周辺の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地及び営農環境が確保されるように努める。

#### イ 森林の土地利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林資源の計画的な利用と林業経営の安定に留意しつつ、県土の保全、水源のかん養、環境保全及び保健休養などの公益的機能の確保に十分配慮して周辺の土地利用との調整を図る。

#### ウ 大規模な土地利用転換

農用地や森林からの大規模な土地利用転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全と景観との調和などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合

を図る。

なお、ゴルフ場の新規立地については、今後も引き続き規制する。

## 2 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用の促進

### (1) みどりと川の再生

平成20年度から「みどりと川の再生」として、3,000haの森林の再生、100か所の身近な緑の保全・創出及び100か所の水辺の再生を多くの県民の参画の下に進めている。それぞれの事業に参加することによって高まった県民の思いを結集し、県民が主体となった新たな段階への展開を図る。

#### ア みどりの再生

「彩の国みどりの基金」を活用した森林の再生や身近な緑の保全創出事業に加えて、県民の自主的な取組等を支援していくことにより、県民の環境に関する意識を高め、県民運動へと発展させていく。

#### イ 川の再生

埼玉が持つ川のポテンシャルを生かし、「清流の復活」、「安らぎと賑わいの空間創出」を柱として継続して川の再生に取り組むことにより、地域による持続的かつ自立的な改善行動や維持管理活動につなげ、「川の国 埼玉」の実現を図る。

### (2) 人と自然が共生する県土利用

#### ア 多様な自然環境の保全

高い価値を有する原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域などについては、公有地化や厳格な土地利用規制などにより適正な保全を図る。里山は、適切な農林業活動や民間などによる保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出を図る。

この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や森林、農用地、都市内緑地、水辺、河川等をつなぐ生態系ネットワークの形成に配慮する。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

#### イ 生活環境の保全

交通施設等の周辺においては、大気汚染、騒音等の周辺対策を進める。また、用途の混在による生活環境の悪化を防止するため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

さらに、うるおいと安らぎのある空間や良好な景観の形成のため、建物の屋上緑化や駐車場緑化の実施など、身近な緑地の保全・創出を図り、みどりの再生のシンボルとなる「新たな森」の整備を県民の参画の下に進めていく。

#### ウ 水質・土壌環境対策

良好な水質や土壌環境を確保するため、水質、水量、水生生物などの水環境への負荷を低減し、健全な水循環系を構築する。

このため、農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透、河川や湖沼の水辺保全による自然浄化能力の維持及び回復、土壌汚染の防止による地下水及び地下水脈の保全等を促進する。特に、湖沼等の流域においては、水質保全のため、下水処理施設の整備などによる生活排水の適正な処理、河川や水路の自然に近い形での護岸整備や河川の適正な流量の確保、自然環境の保全を図る。

また、土壌汚染の適切な調査や対策を推進し、被害の防止に努める。

#### エ 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

#### オ 低炭素型社会への転換

地球温暖化対策を加速し、低炭素型社会の形成を図るため、公共交通機関の整備や円滑な交通体系の構築などによる低炭素型物流体系の形成、バイオマスの活用等による地域及び里山環境の積極的な利活用を図る。

また、都市における緑地や水面等の効率的な配置によるヒートアイランド対策等に取り組むとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑を適切に保全・整備し、環境負荷の少ない土地利用を図る。

#### カ 環境影響評価等の推進

良好な環境を確保するため、環境に影響を及ぼすおそれのある開発については環境影響評価制度の適切な運用を図る。

また、事業特性を踏まえつつ公共事業等の位置や規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

### (3) 美しくゆとりある県土利用

都市においては、美しく良好な街並み景観を形成するため、地域特性を踏まえた計画的な緑地の保全・創出への取組を進める。さらに、住民等との連携による身近な緑地の保全、緑化活動、身近な河川の浄化、美化活動等を通じた緑地及び水辺の保全・創出を図る。

農山村においては、優良農用地や水源地域の森林等が、農業生産活動等を通じて、水源かん養等の機能や景観形成に大きな役割を果たしていることから、都市住民を含めた住民との連携を進めながら、保全・整備を計画的に進める。

平地部の身近な森林は、個性ある地域づくりに寄与し、安らぎを与える貴重な緑地であることから、積極的な保全・整備を行う。

新たな産業集積が見込まれる地域などでは、開発に当たっての植栽や建築物を、自然環境や生活環境と調和し、かつ、地域の植生や景観に配慮したものへと誘導する。

## 3 安心・安全な県土利用の推進

### (1) 河川整備と流域対策の一体的推進による治水対策



県土の安全を確保し、県土を保全するため、河川改修や調節池、治山施設及び砂防施設等の整備を推進する。あわせて、水害等のリスクを考慮した湛水想定区域内での行為制限など適正な土地利用への誘導及び既存の土地が持つ保水力を保全する流域対策を踏まえた土地利用を図る。

特に今後の治水対策は、河川整備を推進するだけでなく、流域の治水対策の更なる充実を図り、河川整備と流域対策を一体的に進め、治水対策の強化を図る。

## (2) 防災機能の向上

県土の安全性を高めるため、既成市街地においては、再開発を計画的に促進して密集市街地を解消し、防災機能の向上を図るとともに、地域の防災拠点となる公園緑地等のオープンスペースを確保する。また、既存建築物の耐震化を促進し、地震被害想定調査結果や湛水想定区域図あるいは土砂災害危険箇所マップの公表などを通じ、災害リスクの少ない土地利用への誘導を図る。

さらに、電気、ガス、上下水道、通信、交通などのライフラインの多重化・多元化を推進するとともに、住民の自主的な避難や防災活動の判断基準となるハザードマップの公表など、危険地域についての情報の周知を図る。

## (3) 安定的な水資源の確保による総合的な水利用対策

水は県土を構成する大きな要素であり、ゆとりある豊かな生活を実現するためには、水資源を安定的に確保することが重要である。このため、流域における自然の水循環系とともに、水資源開発施設等の人為的な水循環系を確立し、水利用の合理化、節水意識の普及啓発など一体となった総合的な対策を推進する。

## (4) 森林の有する諸機能の向上

森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、間伐等の森林の整備、保安林及び治山施設の整備を進め、森林の適正な維持管理を図る。また、林道及び作業道の整備や機械化等による効率的な作業システムの構築、県産木材の利用促進、林業の担い手の育

成等を進めるとともに、森林の整備及び保全活動への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図る。

なお、土砂採取に当たっては、安全、環境、景観及び経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

#### 4 多様な主体の参画、計画的な県土利用の推進

県土を適切に管理していくため、土地所有者だけでなく多様な主体を地域づくりの担い手と位置付ける。多様な主体が自主的に取り組む活動を支援し、計画的な県土利用を推進するため、次の措置を講じていく。

##### (1) 県民参加の核となる担い手の確保

県民参加による県土管理を実現するため、地域の担い手を育成していくことが必要である。具体的には、学校教育、地域活動等を通じて、環境問題等の身近な課題に対しては地域住民が協力して対応することが解決の方法であることを啓発し、県民一人一人の意識の向上を図る。

また、県土管理に対する情報や認識の共有化に向け、分かりやすく、積極的に情報を発信する。地域住民やNPOが新たに活動範囲を広げて県土管理に参画する場合には、必要に応じて適切なアドバイスを行い、質の高い取組に向けて活動を支援していく。

##### (2) 多様な主体による生活基盤の保全管理

道路や公園といった身近な生活基盤は、県民共有の財産であり、安心・安全や美しくゆとりある県土利用を実現する上で重要な役割を果たしているが、今後、老朽化が進み、維持更新の必要性が増加する。このような状況の中で、身近な生活基盤の保全管理においては、今後、地域住民やNPO、民間企業等の多様な主体からの提案を生かし、暮らしやすい地域づくりに結びつけていくことが重要である。

このため、地域住民や企業等の社会的責任に基づき、多様な主体がそれぞれの観点から自発的、積極的に参画する取組と連携・協働していく。

##### (3) 多様な主体の意向を重視した地域づくり

自然や歴史、文化など地域の資源を生かして魅力ある地域づくりを進めるためには、県民、NPO、各種団体など多様な主体が連携・協働

することが重要である。そのため、多様な主体を有機的に結び付ける仕組みづくりを進め、その意向を踏まえて共通の目的意識を持ち、地域の力を生かして適切な土地利用に取り組んでいく必要がある。

また、県民やNPO等が主体となった地域づくりを進めるに当たっては、その活動のための資金の確保が重要な課題である。このため、「埼玉県特定非営利活動促進基金」を活用したNPO活動の支援や「彩の国みどりの基金」を活用した森林の保全・整備、身近な緑の保全・創出など、多様な主体の自主的な活動を財政的に支える取組を進める。

#### (4) 国土利用計画法などの適切な運用

国土利用計画法、都市計画法及び農業振興地域の整備に関する法律など関連する土地利用関係法令による各種の規制措置、誘導措置などの適切な運用によって、本計画に示す県土利用の実現を図っていく。また、本計画及び市町村の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の影響の広域性を踏まえ、国や市町村、他都県など関係機関相互間の連携を図り、土地利用調整を行う。

適切な県土利用を進め、本計画の実効性を高めるため、市町村計画の策定を促進するとともに、県土を対象とした個別規制法に基づく各種県計画、市町村構想、市町村の都市計画に関する基本的な方針など、土地利用に関する計画に本計画の趣旨を反映させる。

#### (5) 国、市町村との連携・協働

土地利用に係る様々な計画を策定する市町村と連携・協働し、適切な役割分担の下、本計画との連動性を図っていく。

また、本計画の推進に当たり、法律や国の制度改正が必要不可欠な場合には、国に対して提案又は要望等を行っていく。

#### (6) 県土に関する調査の推進及び成果の普及

県土の状況を総合的に把握するため、国土調査、土地基本調査など県土に関する基礎的な調査を推進し、その総合的な活用を図る。また、県土利用、土地取引、地価等の県土に関する情報を一元管理しながら、土地利用の動向や本計画の進捗などについて、県民に分かりやすく情報を提供する。

(7) 指標等の活用による計画の総合的な点検

「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」を進めるため、上記調査結果等を踏まえ本計画の検証を行う。検証に当たっては、各種指標等を活用し、本計画期間中に埼玉県国土利用計画審議会で総合的な点検及び評価を行い、施策への反映を進めていく。

# 告 示

埼玉県告示第六百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県川口地方庁舎外13施設で使用する電気 予定使用電力量5,642,100キロ  
ワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1  
号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年11月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額  
105,293,883円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年9月21日

# 告 示

埼玉県告示第千六百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県防災情報システムに係る通信回線の提供 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年11月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 落札金額  
75,189,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年10月15日



# 告 示

埼玉県告示第六百十五号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百十六号

蕨市から蕨都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第六百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
入 間 川 ハ ー ト 薬 局	狭 山 市 富 士 見 1 - 7 - 5	株 式 会 社 ハ ー ト ス リ ー	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 8 月 30 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 8 月 30 日
入 間 川 ハ ー ト 薬 局	狭 山 市 富 士 見 1 - 7 - 5	株 式 会 社 ハ ー ト ス リ ー	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 10 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 10 月 1 日
医 療 法 人 至 仁 会 よ し か わ 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 道	所 沢 市 若 狭 3 - 2 5 7 0 - 2	医 療 法 人 至 仁 会	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 22 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 22 年 12 月 1 日
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 天 草 病 院	越 谷 市 平 方 3 4 3 - 1	医 療 法 人 敬 愛 会	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 11 月 1 日
エ ン ジ ェ ル 歯 科 ク リ ニ ッ ク	所 沢 市 元 町 2 8 - 9 フ ォ ー ラ ス タ ワ ー 1 0 6	菱 田 可 奈 え	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 11 月 1 日
あ る も 薬 局	越 谷 市 東 越 谷 9 - 1 2 8	株 式 会 社 B l o o m i n g S o u l	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 11 月 1 日
さ く ら ・ 介 護 ス テ ー シ ョ ン 北 越 谷	越 谷 市 北 越 谷 3 - 2 0 - 2 リ ー ハ イ ム 1 号 室	株 式 会 社 M S G メ デ ィ カ ル	訪 問 介 護	平 成 22 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平 成 22 年 6 月 1 日
介 護 の さ く ら	鴻 巣 市 宮 前 5 8 8 - 2	ア キ ヤ 電 気 株 式 会 社	福 祉 用 具 貸 与	平 成 22 年 12 月 1 日

			介護予防福祉用具貸与	平成 22 年 12 月 1 日
介 護 の さ く ら	鴻 巣 市 宮 前 5 8 8 - 2	ア キ ヤ 電 気 株 式 会 社	特 定 福 祉 用 具 販 売	平成 22 年 12 月 1 日
			特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	平成 22 年 12 月 1 日
フ ラ ン ス ベ ッ ド 株 式 会 社 メ デ ィ カ ル 埼 玉 西 営 業 所	所 沢 市 東 所 沢 和 田 2 - 1 8 - 1 6	フ ラ ン ス ベ ッ ド 株 式 会 社	福 祉 用 具 貸 与	平成 22 年 11 月 1 日
			特 定 福 祉 用 具 販 売	平成 22 年 11 月 1 日
			特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	平成 22 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	平成 22 年 11 月 1 日
花 み ず き デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	加 須 市 花 崎 北 1 - 6 - 7	有 限 会 社 花 み ず き	通 所 介 護	平成 22 年 11 月 10 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 22 年 11 月 10 日
グ ル ー プ ホ ー ム さ く ら プ ラ ザ	児 玉 郡 神 川 町 元 阿 保 6 3 9 - 1	有 限 会 社 お の ざ わ	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 22 年 12 月 8 日
			介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 22 年 12 月 8 日
特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア ク ア 福 祉 の 森	深 谷 市 上 柴 町 西 7 - 4 - 1 3	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア ク ア 福 祉 の 森	訪 問 介 護	平成 22 年 11 月 1 日
光 乃 里 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	南 埼 玉 郡 白 岡 町 荒 井 新 田 3 5 9 - 1	社 会 福 祉 法 人 平 盛 会	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	平成 22 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	平成 22 年 9 月 1 日
小 規 模 デ イ サ ー ビ ス 安 心 の お せ わ ~ く 広 場 新 座	新 座 市 片 山 1 - 1 - 3 0 山 六 ハ イ ツ	株 式 会 社 ラ ン ダ ル コ ー ポ レ ー シ ョ ン	通 所 介 護	平成 22 年 12 月 7 日

			介護予防通所介護	平成22年12月7日
清水	秩父郡皆野町皆野1390-2	医療法人彩清会清水病院	介護予防訪問介護	平成22年10月5日
株式会社セリオ 埼玉南営業所	川口市東川口5-3-5	株式会社セリオ	福祉用具貸与	平成22年11月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成22年11月1日
クオール薬局 秩父店	秩父市東町27-9	クオール株式会社	居宅療養管理指導	平成22年9月2日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年9月2日
カスガ調剤薬局	朝霞市朝ヶ丘2-13-32	クオール株式会社	居宅療養管理指導	平成22年9月2日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年9月2日
フラワー歯科医院	鴻巣市本町5-1-5	医療法人社団彩明会	居宅療養管理指導	平成22年9月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年9月1日
モモカ居宅介護支援事業所	三郷市彦江1-196-1	株式会社モモカ	居宅介護支援	平成22年12月10日
居宅介護支援センターこまどり	草加市青柳8-52-37	医療法人 眞幸会	居宅介護支援	平成22年12月1日
あんしんホーム上尾	上尾市上尾下716-1	株式会社 ヴァティー	特定施設入居者生活介護	平成22年12月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	平成22年12月1日
桃李の里 嵐山	比企郡嵐山町菅谷410-8	有限会社 トウリハウス	通所介護	平成22年10月1日

			介護予防通所介護	平成22年10月1日
--	--	--	----------	------------

## 告 示

埼玉県告示第六百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司



名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
介護支援センター ひだまりの郷	所在地	川口市上青木 4 - 1 2 - 4	川口市上青木 1 - 1 0 - 2 1	居宅介護支援
介護支援センター ひだまりの郷	名称	岡崎介護支援センター	介護支援センター ひだまりの郷	居宅介護支援
医療法人彩清会 清水病院	名称	医療法人 彩清会 清水病院	清 水	訪問介護
訪問看護ステーション ひだまりの郷	所在地	川口市前川 1 - 1 4 - 6	川口市上青木 1 - 1 0 - 2 1	介護予防訪問看護
				訪問看護
ホームヘルプサービス ひだまりの郷	所在地	川口市前川 1 - 1 4 - 6	川口市上青木 1 - 1 0 - 2 1	訪問介護
				介護予防訪問介護
でいほ - む・えびす	所在地	草加市原町 1 - 1 6 - 2	草加市長栄町 1 0 4 9 - 2	通所介護
				介護予防通所介護
志宝薬局 川口店	名称	サnte薬局 川口店	志宝薬局 川口店	居宅療養管理指導
				介護予防居宅療養管理指導
あぐりまみい	所在地	北本市石戸 4 - 2 8	北本市本町 8 - 1 5 3	介護予防訪問介護
				訪問介護
山崎整骨院リハビリサポートセンター	名称	山崎整骨院介護予防サービス	山崎整骨院リハビリサポートセンター	介護予防通所介護

				通 所 介 護
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 え び す	所 在 地	草 加 市 原 町 1 - 1 6 - 2	草 加 市 長 栄 町 1 0 4 9 - 2	居 宅 介 護 支 援
ひ る せ の 森	所 在 地	熊 谷 市 籠 原 南 1 - 4 6 - 3 0 2	熊 谷 市 広 瀬 4 5 4 - 2	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
ハ ッ ピ ー 川 口 中 央 ・ ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン	所 在 地	川 口 市 中 青 木 1 - 1 - 2 5 小 林 合 同 会 計 ビ ル 1 0 3 号 室	川 口 市 栄 町 1 - 1 1 - 1 1 コ ー ポ 高 徳 1 0 1 号 室	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
ハ ッ ピ ー 川 口 中 央 ・ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	所 在 地	川 口 市 中 青 木 1 - 1 - 2 5 小 林 合 同 会 計 ビ ル 1 0 3 号 室	川 口 市 栄 町 1 - 1 1 - 1 1 コ ー ポ 高 徳 1 0 1 号 室	居 宅 介 護 支 援
ハ ッ ピ ー 川 口 中 央 ・ 訪 問 入 浴 ス テ ー シ ョ ン	所 在 地	川 口 市 中 青 木 1 - 1 - 2 5 小 林 合 同 会 計 ビ ル 1 0 3 号 室	川 口 市 栄 町 1 - 1 1 - 1 1 コ ー ポ 高 徳 1 0 1 号 室	訪 問 入 浴 介 護
				介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護
デ イ サ ー ビ ス ち ゃ の み の 家	名 称	デ イ セ ン タ ー ち ゃ の み	デ イ サ ー ビ ス ち ゃ の み の 家	通 所 介 護
				介 護 予 防 通 所 介 護
	所 在 地	狭 山 市 柏 原 1 1 7 - 9	狭 山 市 柏 原 2 2 3 0 - 1	通 所 介 護
				介 護 予 防 通 所 介 護

## 告 示

埼玉県告示第六百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
末 広 整 形 外 科 医 院	川 口 市 末 広 3 - 4 - 2 8	訪 問 看 護	平 成 22 年 10 月 31 日
		訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 22 年 10 月 31 日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 10 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 看 護	平 成 22 年 10 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 22 年 10 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 10 月 31 日
入 間 川 八 ー ト 薬 局	狭 山 市 富 士 見 1 - 7 - 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 8 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 8 月 30 日
入 間 川 八 ー ト 薬 局	狭 山 市 富 士 見 1 - 7 - 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 10 月 1 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 10 月 1 日

## 告 示

埼玉県告示第六百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
有限会社森田薬局 支店調剤薬局モリタ	所在地	春日部市大場 7 7 7 - 1	春日部市大場 7 7 7 - 7
医療法人千友会 上川歯科医院	名称	医療法人敬友会みらい歯科クリニック	医療法人千友会 上川歯科医院
須 永 歯 科 医 院	所在地	比企郡吉見町丸貫 1 7 2	比企郡吉見町東野 2 - 5 - 1 0

## 告 示

埼玉県告示第六百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
か し わ 薬 局	深 谷 市 江 原 3 3 3 - 6	平 成 22 年 11 月 14 日
むさしのメディカルクリニック	幸 手 市 幸 手 2 8 0 7	平 成 22 年 10 月 31 日
鶴 松 整 形 外 科	坂 戸 市 厚 川 1 4 - 1 0	平 成 22 年 10 月 31 日
株式会社飛鳥薬局 羽生店	羽生市東5 - 17 - 27羽鳥コーポ1F	平 成 22 年 10 月 31 日
わ か ば ク リ ニ ッ ク	新 座 市 野 火 止 5 - 3 - 1 1	平 成 22 年 11 月 1 日
薬 局 ミ モ ザ	東 松 山 市 本 町 1 - 1 - 9	平 成 22 年 10 月 31 日
み さ き 薬 局	所 沢 市 三 ヶ 島 4 - 2 2 0 4 - 1	平 成 22 年 10 月 30 日
アサヒ薬局北越谷店	越谷市北越谷2 - 32 - 1セントローズ1階B号	平 成 22 年 10 月 31 日
の ぶ ク リ ニ ッ ク	幸 手 市 栄 3 - 5 - 1 0 2	平 成 22 年 10 月 31 日
戸田公園駅前眼科医院	戸田市本町4 - 14 - 24ダイヤモンドビル	平 成 22 年 10 月 31 日
榎 本 外 科 医 院	上 尾 市 緑 丘 1 - 9 - 5	平 成 22 年 10 月 31 日
金 子 薬 局	秩 父 郡 小 鹿 野 町 小 鹿 野 1 8 0 9	平 成 22 年 10 月 21 日
いかわ耳鼻咽喉科医院	春日部市大森406 - 12	平 成 22 年 11 月 10 日



# 告示

埼玉県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	休止年月日
はやと歯科クリニック	坂戸市泉町三一九一八	平成二十三年一月一日

## 告 示

埼玉県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団緑成会 わかばクリニック	医療法人社団 緑成会	新座市野火止 5 - 3 - 1 1	平成 22 年 11 月 1 日
戸田公園駅前眼科医院	医療法人 新光会	戸田市本町 4 - 14 - 24 ダイヤモンドビル	平成 22 年 11 月 1 日
医療法人至仁会 よしかわクリニック	医療法人 至仁会	所沢市若狭 3 - 2 5 7 0 - 2	平成 22 年 12 月 1 日
医療法人社団暢清会 のぶクリニック	医療法人社団 暢清会	幸手市栄 3 - 5 - 1 0 2	平成 22 年 11 月 1 日
むさしのメディカルクリニック	医療法人 慈照会	幸手市幸手 2 8 0 7	平成 22 年 11 月 1 日
医療法人鶴松会 鶴松整形外科	医療法人 鶴松会	坂戸市厚川 1 4 - 1 0	平成 22 年 11 月 1 日
医療法人社団榎本会 榎本クリニック	医療法人社団 榎本会	上尾市緑丘 1 - 9 - 5	平成 22 年 11 月 1 日
いかわ耳鼻咽喉科医院	猪 川 勉	春日部市大衾 3 7 8 - 4	平成 22 年 11 月 11 日
たかさご歯いしゃ	宮 下 靖 彦	草加市高砂 1 - 3 - 2 0	平成 22 年 11 月 1 日
アップルデンタルクリニック	細 谷 淳 一	東松山市箭弓町 2 - 2 - 2 2	平成 22 年 11 月 1 日
三郷ホワイト歯科医院	医療法人社団 誠勝会	三郷市采女 1 - 8 5 - 1	平成 22 年 12 月 1 日
和戸駅前かつお歯科	前 原 勝 夫	南埼玉郡宮代町和戸 1 - 7 0 - 3	平成 22 年 11 月 1 日
ナガオ歯科医院	長 尾 正 明	春日部市牛島字前田 1 5 8 7 - 3	平成 22 年 12 月 3 日
ワラビー歯科	浅 井 秀 明	蕨市塚越 1 - 7 - 14 わらびNK店舗 号室	平成 22 年 11 月 12 日
飛鳥薬局 羽生店	株式会社 飛鳥薬局	羽生市東 5 - 3 1 1 2	平成 22 年 11 月 1 日
ウエルシア薬局 深谷中央店	ウエルシア関東 株式会社	深谷市国済寺 7 2 - 1	平成 22 年 12 月 13 日
入間川オレンジ薬局	株式会社 リッチェッタ	狭山市富士見 1 - 7 - 3	平成 22 年 12 月 1 日
緑 町 薬 局	株式会社 エフケイ	所沢市緑町 3 - 1 6 - 8	平成 22 年 12 月 1 日
プラザ薬局 若狭店	株 式 会 社 薬 栄	所沢市若狭 3 - 2 5 7 6 - 1	平成 22 年 12 月 1 日
金 子 薬 局	高 島 千 秋	秩父郡小鹿野町小鹿野 1 8 0 9	平成 22 年 10 月 22 日
か し わ 薬 局	株式会社 萩原薬局	深谷市江原 3 3 2 - 1	平成 22 年 11 月 15 日
富士薬局 錦町店	シー・シー・コア・ファーマシー株式会社	蕨市錦町 2 - 2 0 - 1 3	平成 22 年 11 月 1 日
所沢クローバ薬局	株式会社 エスシーグループ	所 沢 市 東 住 吉 9 - 3	平成 22 年 11 月 1 日
あおぞら薬局 春日部店	有 限 会 社 匠	春日部市藤塚 6 0 4 - 1	平成 22 年 11 月 1 日
アサヒ薬局 北越谷店	株式会社 シャイン	越谷市北越谷 2 - 3 2 - 1 セントローズ1階B号	平成 22 年 11 月 1 日
み さ き 薬 局	株式会社 ニック	所沢市三ヶ島 4 - 2 2 5 8 - 5	平成 22 年 11 月 1 日

## 二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
伊藤 良祐		ねこばし整骨院	川口市芝2-14-31 第2聖ビル	平成22年12月1日
高田 祥吾		つつじ整骨院	鶴ヶ島市富士見1-8-10 ドルミ若葉103	平成22年12月1日
馬場 孝雄		上ノ原接骨院	ふじみ野市上ノ原3-6-8	平成22年11月1日
山元 寿		はじめ整骨院	豊島区池袋2-42-3 オスカ-ビル1F	平成22年10月5日
松浦 育代		有限会社 県民福祉サ-ビス治療院もみの木	所沢市くすのき台3-13-1	平成22年10月1日
惣賀 賢		緑川整骨院	川口市芝下2-33-13	平成22年10月14日
加藤 礼寿		ひまわり接骨院	さいたま市南区南瀬和2-32-10メソ-ポサ-ル1F	平成22年11月16日
大友 仁		おおとも接骨院	深谷市仲町2-28 サンピラ-101	平成22年10月18日
大井 一真		おおい接骨院	熊谷市美土里町2-126	平成22年11月22日
八幡 慎太郎		富士見総合接骨院	富士見市西みずほ台2-2-10	平成22年10月12日
相澤 幸一	久喜市西186-9			平成22年11月1日

# 告 示

埼玉県告示第六百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）狭山市駅新商業施設

狭山市入間川一丁目二千七百九十二番地の一外

## ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯

（変更前）午前五時から午後十時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

## ハ 変更年月日

平成二十三年五月一日

## 二 届出年月日

平成二十二年十二月十五日

## 二 縦覧期間

平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年四月二十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年四月二十八日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、  
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
入間市大字新光二二一
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

埼玉県告示第六百二十六号

測量計画機関の長である加須市長大橋良一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

加須市全域

四 作業期間

平成二十二年十月十五日から平成二十三年三月十八日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千六百二十七号

蓮田市の名称変更に伴い、次の表に掲げる整理番号の県道について変更事項に掲げる事項を変更し、平成二十三年一月四日から施行する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

3 2 2		3 1 1		1 6 2		1 5 4		1 5 0		7 7		整理番号
終 点	路 線 名	起 点	路 線 名	起 点	路 線 名	起 点	路 線 名	終 点	路 線 名	終 点	路 線 名	変更事項
蓮田市	東門前蓮田線	蓮田市	蓮田鴻巣線	蓮田市	蓮田白岡久喜線	蓮田市	蓮田杉戸線	蓮田市	上尾蓮田線	蓮田市	行田蓮田線	変更前
蓮田市	東門前蓮田線	蓮田市	蓮田鴻巣線	蓮田市	蓮田白岡久喜線	蓮田市	蓮田杉戸線	蓮田市	上尾蓮田線	蓮田市	行田蓮田線	変更後



# 告 示

埼玉県告示第六百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字宮、字原新田、字弥勒、大字下日出谷  
字高井及び字西の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

平成六十二年七月十四日

六 変更認可の年月日

平成二十二年十二月二十八日

# 告 示

埼玉県告示第六百三十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

北戸田駅東1街区市街地再開発組合

## 二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十六年三月

## 三 施行地区

戸田市大字新曾字芦原の一部、戸田市大字下笹目字谷口の一部

## 四 事務所の所在地

戸田市新曾二二三一番地 第一芦原マンション二階二〇一号室

## 五 設立認可の年月日

平成十七年九月六日

## 六 変更の内容

参加組合員に与えられる保留床の概要等、負担金の納付

## 七 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十二年十二月二十八日

# 告 示

埼玉県告示第六百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

昭和六十一年一月三十一日から

平成二十三年三月三十一日まで

## 三 施行地区

富士見市大字勝瀬字外記塚、字新田西、字稻荷久保、字苗間後、及び字中沢の各全部

富士見市大字勝瀬字市街道、字道京、字茶立久保、及び字南武蔵野の各一部

## 四 事務所所在地

埼玉県富士見市大字勝瀬三二四五番地

## 五 設立認可の年月日

昭和六十一年一月三十一日

## 六 変更認可の年月日

平成二十二年十二月二十八日



# 告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蕨停車場線
- 三 道路の区域

路線名	蕨停車場線
供用開始の区間	蕨市中央四丁目四四四二番一地从り同市北町二丁目二七番一地从りまで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十二年十二月二十八日
備考	平成八年十一月六日付け埼玉県告示第七百八十八号で区域変更した部分の一部供用開始である。 延長四百二十二・メートル

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>和光志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>朝霞市浜崎三丁目一〇番七地先から 同市浜崎三丁目一〇番八地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年十二月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路予定区域 の一部供用開 始である。 延長四二・一 メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市野火止四丁目七七三番四三地先から 同市野火止四丁目七七三番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年十二月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路予定区域の一部供用開始である。 延長四〇・一メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>保谷志木線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町一丁目二四一二番九地先から 同市本町一丁目二四七二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年十二月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路予定区域の一部供用開始である。 延長四九・八七メートル</p>	<p>備考</p>



# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 九 地 先 ま で	東 松 山 市 材 木 町 一 丁 目 四 一 一 三 番 一 地 先 か ら 同 市 材 木 町 四 一 一 五 番	区  間
一 六 ・ 三 五 〃 二 七 ・ 七 六	一 六 ・ 三 五 〃 一 八 ・ 一 四	敷 地 の 幅 員  ( メ ー ト ル )
	一 〇 ・ 〇 九	延 長  ( メ ー ト ル )
変 更	交 差 点 部 を 整 備 す る た め の 道 路 区 域	備  考

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>深谷東松山線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>東松山市材木町四一〇七番五地先か ら東松山市材木町四一一五番七地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年十二月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一一二・六 メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

百二十五号	路線名
加須市多門寺字本田七八番七地 先から同市北小浜字堂前二五〇 番二地先まで	供用開始の区間
平成二十二年十二月二十八日	供用開始の期日
延長四五三・〇〇メ ートル	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年十二月七日

指令川建セ第二二〇一七三二号

## 二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十二日

川建セ第二二〇一〇五号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町南台五丁目三四 二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町志賀一八四 一 ビエナB棟201号

新井 亮

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年十一月四日

指令川建セ第一九〇〇三八二号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十二日

川建セ第二二〇一〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸字久根下七五二番一、七五三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目二八六番地

株式会社 アイダ設計 代表取締役 會田貞光



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年十一月十九日

指令川建セ第二二〇一〇七〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十二日

川建セ第二二〇一〇一〇二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫字宮本六番二、六番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県和光市広沢一番一二号一一一

植田 道久

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年八月十九日

指令川建セ第二二〇〇五七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十二日

川建セ第二二〇一〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字將軍澤字西方八八番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町むさし台三丁目一七番地一〇 ポポラーレB104

岡本 侑紀

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年九月二十二日

指令川建セ第二二〇〇七六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十四日

川建セ第二二〇一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一四一番一三、同番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県毛呂山町大字旭台一四一番一三

相馬 太作

神奈川県大和市福田二一六七 一〇四〇三

相馬 妙子

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年九月二十七日

指令川建セ第二二〇〇八二〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十二日

川建セ第二二〇一〇号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字宮山台八八二番一六、八八二番三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都北区田端新町二丁目二〇番四号

斉藤ビル401号

諏訪 栄次

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年十二月二十日

指令越建セ第二〇〇一四四二号

## 二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十一日

越建セ第三三七一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字小谷堀東二八四二、二八四三、二八四五、二八四

六、二八四七

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県太田市清原町三一九番地三

株式会社フジタコーポレーション 代表取締役 藤田 勝好

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年十二月二十四日

指令越建セ第二二〇〇二六一号

## 二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十四日

越建セ第三四二 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町中央三丁目八四六 一、八四六 三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町本田三丁目四番一八号

加藤 稔

# 告示

埼玉県選管告示第百八十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人ケアネット 特別養護老人ホーム はなみずき	一 北葛飾郡杉戸町茨島七三一番地

# 告示

埼玉県選管告示第百八十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の開設主体及び名称		所在地	
新	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町一丁目八四七番地	
旧	自治医科大学附属大宮医療センター		
新	社会福祉法人えがりて特別養護老人ホーム吹上苑		鴻巣市大字下忍四、四六一番地
旧	社会福祉法人彩吹会特別養護老人ホーム吹上苑		



# 告 示

埼玉県選管告示第百九十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人 霞ヶ関中央病院	川越市かすみ野一丁目一番地五

# 告示

埼玉県選管告示第九十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
深谷市男女共同 参画推進センタ I	深谷市上柴町西四丁目二番地 一四	深谷市長	一五〇人

# 告示

埼玉県選管告示第百九十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、深谷市選挙管理委員会から次のとおり名称及び管理者の変更があった旨の報告があった。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧)市立深谷市民体育館	深谷市本住町十七番二号	(旧)深谷市教育長	一、〇〇〇人
(新)深谷市民体育館	深谷市上野台二五六八番地	(旧)深谷市長 (新)深谷市教育委員会	四、五〇〇人

# 告示

埼玉県選管告示第百九十三号

深谷市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
深谷市勤労者 家庭支援施設	深谷市上柴町西四丁目二番地六	深谷市長	一五〇人
旧新会小体育 館	深谷市新戒七五九番地三	深谷市長	二五〇人
旧中瀬小体育 館	深谷市中瀬八一四番地一	深谷市長	二五〇人
明戸地区体育 館	深谷市蓮沼二五八番地	深谷市教育委 員会	二〇〇人
岡部町立農村 センター	深谷市榛沢新田二番地	岡部町長	八〇人
川本文化会館 ホール	深谷市菅沼一〇〇九番地	深谷市長	六六八人
川本勤労福祉 センター講習 室	深谷市菅沼一〇〇九番地	深谷市長	一四四人